

和歌山県監査公表第15号

令和3年1月26日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 通信運搬費及び手数料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 庁舎喫煙所撤去業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 県税に係る現金等出納簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出票については、履行確認の記名、押印漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 支出負担行為を行う際は、出納機関への合議漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 収入調定票については、決裁権者の押印漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 県税に係る現金出納簿については、決裁権者の押印漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(5) 令和元年11月5日に備品の現在高と現物の照合を行い、相違が確認された備品については、同月26日に事務処理を行った。 今後は、随時物品管理簿を整備・確認するよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

2 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳の車両管理者等確認印については、使用者及び管理者双方が確実に押印するよう、部内職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 支出票については、履行確認の記名、押印漏れのないよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 資金前渡の支出負担行為については、出納機関への合議漏れのないよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 令和元年11月5日に備品の現在高と現物の照合を行い、相違が確認された備品については、同月26日に事務処理を行った。 今後は、随時物品管理簿を整備・確認するよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

<p>(1) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(2) 河川災害復旧助成工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 王子川の廃川敷地については、未利用の土地は部外者の立入りが行われないよう管理を強化するとともに、利用の意向がある土地は適正価格を算定の上、売払いの交渉を行っている。</p> <p>(2) 今回の案件は、軽易な工事変更ではないため変更承認手続を実施していたが、速やかな変更契約の締結を怠り、工期末での変更契約となったものである。 今後このようなことのないよう、軽易でない工事変更が生じた場合は、速やかに変更承認手続及び変更契約を行うよう、改めて所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>
---	---

4 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うとともに、計画的な照合も実施するよう、所属職員に周知徹底した。</p>